

# 汚水槽・貯水槽清掃及び水質検査業務特記仕様書

## 1 業務概要

本業務は、大阪市立科学館の汚水槽・貯水槽清掃及び水質検査業務を行うもので、設計図書（本仕様書、共通仕様書）に基づき清掃、点検、検査業務を行うとともに、それに伴う書類の作成及び手続き等、報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

## 2 対象設備・実施時期

### (1) 汚水槽清掃 2回/年

場所等	地下1階機械室	11.0 m <sup>3</sup>
	地下1階ホール東空調機械室	5.5 m <sup>3</sup>

実施時期 1回目 8月又は9月、 2回目 2月又は3月

### (2) 貯水槽清掃 1回/年

場所等	地下1階機械室（受水槽）	FRP製 有効 23.0 m <sup>3</sup>	2槽式
	屋上（高置水槽）	FRP製 有効 4.5 m <sup>3</sup>	2槽式

実施時期 8月又は9月 (3) 水質検査 2回/年

実施時期 1回目 夏季検査16項目・特殊12項目 8月又は9月  
2回目 6ヶ月後検査16項目 2月又は3月

## 3 点検内容

定期点検の内容については、共通仕様書第2編第4章第5節4.5.1、4.5.2、4.5.5、4.5.6、及び第7節4.7.3によるものとする。

## 4 その他

(1) 清掃等の作業は安全管理等に充分配慮し、常に2名以上で行うこと。

特に汚水槽の清掃については、清掃前に槽内の硫化水素・酸素等の濃度測定と換気を行い、安全を確認してから作業を行うこと。

(2) 作業日は、大阪市立科学館休館日のメンテナンス可能日の午前9時00分から午後5時30分までを原則とする。

ただし、発注者と十分協議のうえ、施設の運営に支障のないものについては、その限りではない。

(3) 劣化及び不良等を発見した場合、必要に応じ劣化状況等を示す写真及び図面等をあわせて、速やかに報告すること。

(4) 全ての専門の技術者に対して、技術研修の充実を図り、作業マニュアル等の周知徹底を行うこと。また、点検作業については常に複数でのチェックを実施するなど、履行の確認を徹底すること。

- (5) 業務を実施するうえで必要な証明書等関係書類及び、業務完了に伴い必要な報告書等関係書類は、速やかに提出すること。
- (6) 「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」、その他関係法令、例規等に基づき、実施すること。